

Monthly Report

2023年4月号

特集 春の全国交通安全運動

4月になり新入学児童の通学が始まります。また新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せており、買い物や観光などで外出する人も増えています。一方で通勤・通学、配達、趣味などで自転車の利用を始める人も多いと思われます。

この時期は、このように地理に不案内な歩行者や慣れない自転車利用者が増えるため、交通事故のリスクが高まります。

「春の全国交通安全運動」が実施されますので、これを機会に歩行者や自転車との事故防止について考えてみましょう。



1. 春の全国交通安全運動

「春の全国交通安全運動」が以下のとおり実施されます。
(内閣府・警察庁等主催)

- ◆運動期間: 令和5年5月11日(木)から20日(土)まで
- ◆交通事故死ゼロを目指す日: 令和5年5月20日(土)
- ◆重点テーマ(運動重点)

<全国重点>

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

<地域重点>

都道府県の交通対策協議会等は、全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即し、必要に応じて、地域の重点を定めています。



詳しくは、内閣府「令和5年春の全国交通安全運動推進要綱」をご参照ください。

https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r05_haru/youkou.html

2. 自転車安全利用五則の改定

自転車の通行方法等を定めた「自転車安全利用五則」が令和4年11月に改定されました。

<自転車安全利用五則>

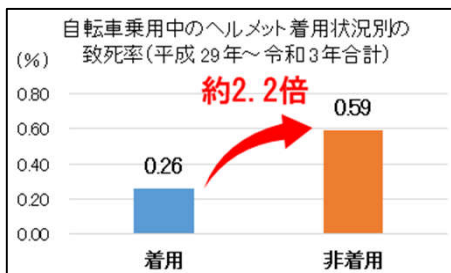
- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※自転車の交通事故は1年間で約7万件発生しており、自動車との出会い頭事故の場合は重大事故となる傾向があります。また自転車事故で亡くなった人の8割近くに何らかの法令違反が認められています。

出典：警察庁HP「自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～」より弊社作成
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>

令和5年4月から、道路交通法の一部改正により、自転車乗用中のヘルメット着用が努力義務となりました。

※自転車乗用中の交通事故で亡くなった人の6割近くが頭部を損傷しています。また、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ約2.2倍高くなっています。



3. 事故防止に向けて

歩行者や自転車の利用者の中には、交通ルールを知らない、あるいは知っていても遵守する意識が低い人がいます。これを踏まえ歩行者や自転車との交通事故を防止するために、自動車の運転者が守るべきポイントを紹介します。

- ・交通ルールを遵守し、歩行者優先を徹底する。
- ・施設等への出入りのため歩道や路側帯を横断するときは、横断する直前で一時停止する。
- ・交差点を右左折するときは、自転車の有無を確認する。
- ・歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔をとる、または徐行する。
- ・歩行者や自転車の多い、ゾーン30などの生活道路の通行を避ける。 など

都道府県の警察が公開している「交通事故発生マップ」を活用して事業所周辺や自宅周辺の危険箇所を確認し、通行時の注意点を話し合ったり、ヒヤリ・ハット体験を情報共有したりするなど、職場や家庭で交通安全について考えてみましょう。

<交通事故発生マップの一例>

警視庁HP「交通事故発生マップ」 <https://www2.wagmap.jp/jikomap/Portal>

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-rc.co.jp>



時間に余裕をもって、
「お・も・い・や・り」のある運転を!
 みなさまの無事故を願っております。

エヌエスサービス(株) 一同